主 文

原判決を取消す。 本件を東京地方裁判所に差戻す。

事 実

(昭和四三年(行コ)第五二号事件)

控訴人公共企業体等労働委員会の代理人は「原判決を取消す。被控訴人らの各請求はいずれもこれを棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、控訴人全逓信労働組合宮崎県北部支部の代理人並びに被控訴人国の代理人はいずれも控訴棄却の判決を求めた。

(昭和四三年(行コ)第五三号事件)

控訴人全逓信労働組合宮崎県北部支部の代理人は「原判決中控訴人勝訴部分を除きこれを取消す。本件救済命令主文第二項中『申立人が被申立人に別記内容の文書を提出することを条件として』とある部分を取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、控訴人公共企業体等労働委員会の代理人並びに被控訴人国の代理人はいずれも控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述並びに証拠の関係は次のとおり附加訂正するほか、原 判決事実摘示と同一であるから、ここに、これを引用する。

(控訴人公共企業体等労働委員会の陳述)

一 労働関係について公労法の適用される、いわゆる三公社五現業のうち三公社は公法上の法人とされており(国鉄法第二条、専売公社法第二条、電々公社法第二条)、民間企業の場合に準じて考えられるのでこれらを別として、五現業関係については職員は国家公務員法上の一般職公務員であり、管理機構も官庁組織である関係上労働法的な関係と行政法ないし公務員法的な関係とが交錯する場面として、理論上の問題が生ずるのは当然である。そこでこれを取扱うのには、その実態に即した特殊の法技術が必要になる。

これと同様に郵政事業の独立性もその管理機構によって表現されるのでありるのように、それが官庁組織であることから、その官庁名にのできるのである。であるであるである。であるであるである。であるであるであるである。であるである。であるであるである。であるであるであるである。であるであるであるであるである。であるであるであるであるであるのであるが、であるのであるが、であるであるのであるが、であるのであるが、であるのであるが、であるのであるが、であるのであるが、であるのであるが、であるのであるが、のようであるが、のようであるが、のようであるが、のようであるが、のようであるが、のようであるが、のようであるが、のようであるが、のよりはいるのであるが、いこの場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別されたがって、この場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別されたがって、この場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別されたがって、この場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別である。したがって、この場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別である。したがって、この場合の使用者としての当事者は、国や政府と区別である。したがって、この場合の使用者としての当事者は、国でされるのにある。したがって、この場合の使用者としての当事者は、国でされるのにある。したがって、この場合の使用者としての当ないないない。

便事業体であり、その代名詞としての郵政大臣以下の機関を指すものとみなければならない。本件のような不当労働行為の救済命令についても、国を当事者としてこれに組合に対する陳謝文の手交を命じたりすることは却って非常識であるし又その実効性も疑わしいであろう。

この故に控訴委員会としては、現業関係においては、常にこれを管理する官庁を 使用者として取り扱って来たのであり、又当事者もこの慣行について何等疑念を狭 まなかったのである。今更これを混乱させるような解釈をしなければならない必要 は少しもないのである。

工 なお、仮りに百歩を譲つて、公労法上の関係について現業官庁の当事者能力を認めないとしても、一般的に官庁の職務権限内における行動は国を代表するととして、その法律上の効果は国に帰属するものであるから形式上官庁を名宛した行為も、実質上は国に対するものとして考察することを妨げない筈をあるした行為も「関係で国を代表するのであるから、これを名宛人とした控訴委員会の命令は国をの限度で国を代表するのであるから、これを名宛人とした控訴委員会のであるから、これを名宛人とした控訴委員会のであるに国を対して為されたものとして取り扱うことを妨げる理由はない。したがである原則とのように不当労働行為の申立に対する命令は、国を当事者としたがその制分の自己を対しては、本件命令には何等違法はないのである。ちなみに地方公共団体の経営する地方公営企業については、管理者がその地方公共団体を代表することされている(地方公営企業法第八条)。

指定した場合は、ての事素については、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己的人とすることの適法性は、すでに駐留軍間接雇傭労務者に関する不当労働行為事件すなわち国の機関として国が雇傭主である駐留軍労務者の雇入れ、解雇等の機関委任事務を処理する事を被申立人とする命令の訴訟を通じ最高裁によってすでに確立している(駐留軍沢の町事件—最高裁昭和三四年(オ)五九三号、昭和三七、五、二四判決、東京調達の町事件—最高裁昭和三六年(オ)五一九号、昭三七、九、—八判決)。これらの支部事件の命令の名宛人は地方労働委員会から上告審の段階を通じて知事であり、命令の名宛人の問題は当事者間で争われたこともなく、裁判所が職権調査のうえ否認したこともない。

すなわち最高裁がこれらの事件における命令の名宛人の問題についてなんら判示しなかったことは、権場調査のうえこれらの事件に関する不当労働行為救済命令においては国を名宛人にすることなく、国の機関である知事を名宛人とすることが適法であると判断したからにほかならない。この点からいって原判決は最高裁判例に反するものといわなければならない。

四 しかも前掲一で主張したところによれば、却って本件で法務大臣によって代表される国が原告として出訴した点もおかしいことになり、国の訴(原審昭和四〇年(行ウ)第四一号)は却下さるべきである。 この場合本来命令の名宛人である郵便局長が出訴すべきであり、そうでなければ

この場合本来命令の名宛人である郵便局長が出訴すべきであり、そうでなければ 具体的な事項についてその権限を上移させた上級庁例えば郵政大臣が代って出訴す ることならよいが国は命令の当事者ではなく、又直接命令の効力を受ける者ではな い。原審判決はこの点においても誤りを犯しているというのほかはない。 (証拠)

理 由

按ずるに、原判決は、本件救済命令は使用者に該当しない国の末端行政機関である郵便局長に当事者適格があると看過してなされた違法無効なものであるとしながら、国(第一審原告組合の請求を超えている)の訴にもとづき、その実質的適否の審理に立ち入ることなく、その第一項を除いてこれを取り消したのである。

しかしながら、本件救済命令は国の行政機関であるにせよ、延岡郵便局長を相手方とするものであつて、国を直接の相手方としてなされたものではない。第一審原告組合が救済命令の発付を求めた相手方も右の郵便局長であつて、国ではないのにはない。 本述に、郵便局長が国の行政機関であるため救済命令の効果が究局において国ではない。 本述に、郵便局長を相手とする救済命令の当事者はあくまでも当該郵便局長であって国ではなく、したがつて、この命令に対して訴を起こしうる者も当該郵便局長に限られ、国はその当事者適格を有しないものとするを理論上一応当然とするといれ、救済命令が究局において国に対しその効力が及ぶの故をもって郵便局長に対して発せられた救済命令も結局において国に対して発せられた救済命令も結局において国に対して発せられた教済命令も結局において国に対して発せられた教済命令も結局において国に対して発せられた教済命令も結局において国に対して発せられた教育のとなるに対して発せられた教育のとなるに対して発せられた教育のもに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対して発せられた教育のであるに対している。第一様は対域であるに対している。 たものとして、これを適法と解しなければならない理である。原判決が、一方において本件救済命令を相手方を誤つた違法のものと厳格に解しながら、他方のにおいる事者でない国の訴の提起を適法のものと寛かに解し、これにもとづきその当時したのは、右の説示に照らし理論として一貫しないものがあると非性である。もつないであろう。もており、その訴はもとより適法であるから原判との事立を取り消したものともいえそうであるが、大の取れにもとづき本件救済命令の一部を取り消したものともいれるがは困難に対するであるには、その申立の範囲に対すされず、その全部を取り消しするの上、おいるには、その申立の範囲に拘束されず、その全部を取り消しするのといわないのがとも疑われるが)、本件救済命令が相手方を誤った違法のものといわなけれるが。本件救済命令が相手方を誤った追法のものといわなけれるが。

を知るべきである。

なお、付言するに、郵便局長を相手方とする救済命令に対し当該郵便局長が訴を 提起しうることは当然としても、訴は権利主体間の権利関係を明確にすることを理 想とし、郵便局長に対する救済命令も結局は権利主体たる郵便局長によって代表さ れる国に対するものにほかならないから、右の命令に対しては国自らも訴を提起し うるものと解すべきではないかと考える。

以上の理由により、本件救済命令を違法とした原判決を取り消し、なお審理をつくさしめるため、本件を原審に差し戻すべきものとする。 よつて民事訴訟法第三八九条に則り主文のとおり判決する。 (裁判官 長谷部茂吉 鈴木信次郎 麻上正信)